

# 9章 建設・住宅

## 43 道路

年度	種別	路線数	延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)
平成27年度	国道	5	29,643	29,643	100.0
	県道	24	75,828	75,828	100.0
	市道	6,629	1,305,461	949,893	72.8
平成28年度	国道	5	29,643	29,643	100.0
	県道	24	74,757	74,757	100.0
	市道	6,640	1,308,063	953,772	72.9
平成29年度	国道	5	29,643	29,643	100.0
	県道	24	74,751	74,751	100.0
	市道	6,638	1,307,975	975,747	74.6
平成30年度	国道	5	29,643	29,643	100.0
	県道	24	74,751	74,751	100.0
	市道	6,666	1,312,705	980,853	74.7
令和元年度	国道	5	29,643	29,643	100.0
	県道	24	74,751	74,751	100.0
	市道	6,673	1,313,323	982,348	74.8
令和2年度	国道	5	29,643	29,643	100.0
	県道	24	74,750	74,750	100.0
	市道	6,663	1,312,389	983,595	75.0

資料：(国道) 東日本高速道路株式会社関東支社加須管理事務所  
 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所  
 埼玉県杉戸県土整備事務所(県管理分)

(県道) 埼玉県杉戸県土整備事務所

(市道) 久喜市建設管理課

注) 市道は農耕用道路及び独立自転車、歩行者専用道路を含む。

## 44 橋梁

年度	種別	総数		永久橋		木橋	
		橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)
平成27年度	国道	44	10,578	44	10,578	-	-
	県道	102	2,773	102	2,773	-	-
	市道	671	5,981	662	5,930	8	49
平成28年度	国道	45	10,614	45	10,614	-	-
	県道	101	2,737	101	2,737	-	-
	市道	674	6,016	666	5,967	8	49
平成29年度	国道	45	10,614	45	10,614	-	-
	県道	101	2,737	101	2,737	-	-
	市道	674	6,023	666	5,974	8	49
平成30年度	国道	45	10,614	45	10,614	-	-
	県道	101	2,737	101	2,737	-	-
	市道	676	6,056	678	6,008	8	49
令和元年度	国道	43	10,599	43	10,599	-	-
	県道	101	2,737	101	2,737	-	-
	市道	686	6,670	678	6,621	8	49
令和2年度	国道	43	10,599	43	10,599	-	-
	県道	100	2,721	100	2,721	-	-
	市道	686	6,849	678	6,800	8	49

資料：（国道）東日本高速道路株式会社関東支社加須管理事務所  
 埼玉県杉戸県土整備事務所（県管理分）  
 （県道）埼玉県杉戸県土整備事務所  
 （市道）久喜市建設管理課

注）インター、ジャンクションのランプ橋は数値に含んでいない。

## 45 建築基準法の規定による確認済証交付件数

(単位:件)

年度	合計	法第6条第1項 第1号	法第6条第1項 第2号	法第6条第1項 第3号	法第6条第1項 第4号	建築設備	工作物
平成 28 年度	1007	57 (5.7)	10 (1.0)	109 (10.8)	793 (78.7)	21 (2.1)	17 (1.7)
平成 29 年度	1040	54 (5.2)	16 (1.5)	119 (11.4)	811 (78.0)	25 (2.4)	15 (1.4)
平成 30 年度	969	63 (6.5)	6 (0.6)	119 (12.3)	756 (78.0)	14 (1.4)	11 (1.1)
令和 元 年度	862	22 (2.6)	6 (0.7)	77 (8.9)	717 (83.2)	25 (2.9)	15 (1.7)
令和 2 年度	745	26 (3.5)	8 (1.1)	58 (7.8)	633 (85.0)	14 (1.9)	6 (0.8)

資料：建築審査課

注) ( )内は構成比である。

注) 民間確認検査機関からの交付報告・計画通知・計画変更分を含む。

注) 法第6条第1項第1号とは、「建築基準法別表第1 (イ) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの※」をいう。

※令和元年6月24日以前は、100㎡を超えるもの

注) 法第6条第1項第2号とは、「木造の建築物で3階以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの」をいう。

注) 法第6条第1項第3号とは、「木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの。」をいう。

注) 法第6条第1項第4号とは、「前3号に掲げる建築物を除く建築物」をいう。

注) 建築設備は、法第87条の2において規定するものをいう。

注) 工作物は、法第88条において規定するものをいう。

## 46 市営住宅の状況

令和3年4月1日現在

名 称	位 置	戸 数	建 築 時 期
柳島団地	久喜市南2-11-6	18	昭和48年度
松永団地	久喜市松永60	14	昭和44年度・45年度

資料：都市整備課